

## 就労開始証明書（採用内定で申請をされた方用）

多摩市長 殿  
(証明者) 事業所名  
代表者名  
住 所  
電話番号

申請者\_\_\_\_\_は、  
保育所入所申請時には、当事業所において採用内定状態でしたが、  
(保育所入所日 又は 就労証明書の入社(就労開始)日)時点で在職し、申  
請時と同様の勤務時間にて就労を開始している事を、証明します。

### 【証明者の方へ】

○この証明書は、採用内定で申請をした保護者が保育所入所日に在職している  
ことを把握するために使用するものです。必ず証明者(事業所)が記入してく  
ださい。

### 【保護者記入欄】

住 所:  
保 護 者 名:  
児 童 名: (生年月日:H・R 年 月 日生)  
: (生年月日:H・R 年 月 日生)  
在籍施設名:

### 【保護者の方へ】

・「採用内定」で入所された方については、以下3点の場合、入所決定を取り  
消します。入所後に判明した場合は退所となります。

- ① 入所月の月15日までに就労開始証明書の提出ができない場合
- ② 入所日時点で就労を開始していない場合
- ③ 申請時の状況より入所日時点で就労時間が短くなる場合

・保護者記入欄をご記入のうえ、就労先に証明の依頼をしてください。

### 【問合せ先】

〒206-8666 関戸6-12-1  
多摩市子育て支援課 計画推進・保育担当  
電話 042-338-6850 (直通)